

第5章 人権擁護の推進

〔現状と課題〕

人権をめぐる状況は、同和問題、障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人、H I V 感染者・ハンセン病患者/元患者、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、犯罪被害者、インターネット、北朝鮮による拉致被害者、大震災に起因する被害者、性的少数者等、多様な課題を抱えており、人類的な課題です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和 23（1948）年第 3 回国際連合総会において採択されました。この「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、国際的な視野に立った人権尊重の精神を根付かせる様々な取り組みが求められています。

国は、平成 9（1997）年 3 月「人権擁護施策推進法」の施行や、平成 12（2000）年 12 月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定により、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状から、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、人権の擁護を図るとしたところです。

市においても、これらの方針に基づいて、人権感覚を育む教育、啓発活動を進め、全ての差別を許さない社会を確立していかなければなりません。

また、人権侵害につながる「身元調査・部落問い合わせ電話」や「戸籍謄本抄本不正取得事件」などにみられる差別的な身元調査防止、「個人に関する情報を保護する観点」から平成 20（2008）年から戸籍法の一部が改正され、「本人確認」が必要となり、戸籍請求の際には、写真付証明書等による本人確認が実施されています。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長している表現など、人権に係わる様々な問題が発生しています。このような状況に対して、人権侵害の事実関係の調査や被害の救済等を含め、迅速かつ有効な対応を図ることが重要です。

〔施策の推進〕

- ①人権擁護施策について、国、県等関係機関及び各種団体と密接な連携を図りながら、人権擁護の普及、啓発に努めるとともに、必要な体制の整備を図ります。
- ②個人情報の保護に関する法令等を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努め、人権侵害につながる身元調査・問い合わせ等に対する的確な対応ができるよう職員の資質の向上に努めます。
- ③インターネットによるプライバシーの侵害や名誉毀損などの人権侵害が起きないよ

う、利用するうえでのモラルや責任についての教育や啓発を推進するとともに、相談体制の充実に取り組みます。



▲人権擁護委員による「こども人権教室」(五加保育園)